

廃止 2009.04.22 法律第 9625 号

コンピュータプログラム保護法は、廃止する。

付 則<第 9625 号、2009.4.22>(著作権法)

第 1 条(施行日) この法は、公布後 3 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条(「コンピュータプログラム保護法」の廃止) コンピュータプログラム保護法は、廃止する。

第 3 条から第 9 条まで 省略

=参考 2008 年 2 月 29 日改正法=

改正 2000.01.28 法律第 6233 号

改正 2001.01.16 法律第 6357 号

改正 2002.12.30 法律第 6843 号

改正 2005.12.29 法律第 7796 号

改正 2006.10.04 法律第 8032 号

改正 2008.02.29 法律第 8852 号

第 1 章 総 則

第 1 条(目的) この法は、コンピュータプログラム著作物の著作権者の権利その他コンピュータプログラム著作物と関連された権利を保護し、その公正な利用を図って当該関連産業と技術を振興することにより、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

第 2 条(定義) この法で使用する用語の定義は、次の通りである。

1. “コンピュータプログラム著作物”とは、特定の結果を得るためにコンピュータ等情報処理能力を有する装置(以下“コンピュータ”という。)内で直接または間接に使用される一連の指示・命令で表現された創作物をいう。

2. “プログラム著作権者”とは、コンピュータプログラム著作物(以下“プログラム”という。)を創作した者をいう。

3. “複製”とは、プログラムを有形物に固定させて新しき創作性を加えず、再び製作する行為をいう。

4. “改作”とは、原プログラムの一連の指示・命令の全部または相当部分を利用して、新しきプログラムを創作する行為をいう。

5. “公表”とは、プログラムを発行し、またはこれを“公衆”に提示する行為をいう。

5の2. “配布”とは、原プログラムまたはその複製物を公衆に対価を受け若しくは受けずに譲渡または貸与する行為をいう。

6. “発行”とは、公衆の需要に応ずるためにプログラムを複製・配布する行為をいう。

7. “伝送”とは、公衆が受信し、または利用できるようにするため情報通信の方法によりプログラムを送信し、または利用に提供する行為をいう。

8. “権利管理情報”とは、次の各目の1に該当する情報またはその情報を示す数字や付号として原プログラムまたはその複製物に付着され若しくは実行または伝送に伴うことをいう。

イ. プログラム著作物に関する情報

ロ. プログラム著作物の著作者及び権利者を識別するための情報

ハ. プログラム著作物の使用方法及び条件に関する情報

9. “技術的保護措置”とは、プログラムに関する識別番号・固有番号入力、暗号化その他この法による権利を効果的に保護する核心技術または装置等を通してプログラム著作権を保護する措置をいう。

10. “プログラムコード逆分析”とは、独立的に創作されたプログラムと他のプログラムとの互換に必要な情報を得るためにプログラムコードを複製または変換することをいう。

11. “オンラインサービス提供者”とは、他人が情報通信網(「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」第2条第1項第1号の規定による情報通信網をいう。以下、同じ)を通してプログラムを複製し、若しくは伝送できるように行うサービスを提供する者をいう。

第3条(適用範囲) ①この法は、プログラムを作成するために使用している次の各号の事項には適用されない。

1. プログラム言語：プログラムを表現する手段としての文字・記号及びその体系

2. 規約：特定のプログラムにおいてプログラム言語の用法に関する特別の約束

3. 解法：プログラムにおける指示・命令の組合方法

②改作されたプログラムは、独自のプログラムとして保護される。

第4条(プログラム著作者の推定) ①原プログラムやその複製物にまたはプログラムを公表するにおいて、プログラム著作者の氏名(以下“実名”という。)または広く知らされた雅号・略称等(以下“異名”という。)が一般的な方法で表示された者は、プログラム著作者と推定する。

②第1項の規定によるプログラム著作者の表示がないプログラムの場合には、その公表者または発行者がプログラム著作権を有するものと推定する。

第5条(業務上創作したプログラムの著作者) 国家・法人・団体その他使用者(以下この條で“法人等”という。)の企画の下に法人等の業務に携わる者が業務上創作したプログラムは、契約や勤務規則等に特別の定めがない限り、その法人等を当該プログラムの著作者とする。

第6条(外国人のプログラム) ①外国人(外国法人を含む。以下この条で同じ。)のプログラム著作権は、大韓民国が加入または締結した条約に従って保護を受ける。

②大韓国内に主な事務所がある外国法人が創作したプログラムと、一番はじめに大韓国内で発行された外国人のプログラム(外国で発行した日から30日以内に大韓国内で発行されたプログラムを含む。)は、この法により保護される。

③第1項及び第2項の規定に該当される外国人のプログラムといっても、その外国で大韓民国国民のプログラムを保護しない場合には、それに相応する条約及びこの法による保護を制限することができる。

第2章 プログラム著作権

第7条(プログラム著作権) ①プログラム著作者は、第8条乃至第10条の規定による権利とプログラムを複製・改作・翻訳・配布・発行及び伝送すべき権利を有する。

②プログラム著作権は、プログラムが創作された時から発生し、如何なる手続や形式の履行を必要としない。

③プログラム著作権は、そのプログラムが公表された翌年度から50年間存続する。但し、創作後50年以内に公表されなかった場合には、創作された次の年度から50年間存続する。

第8条(公表権) ①プログラム著作者は、そのプログラムを公表し、または公表しないことを決定すべき権利を有する。

②プログラム著作者が公表しなかったプログラムを譲渡または貸与し、または第17条の規定による使用許諾をした場合には、特約がない限りプログラム著作者がその相手方にプログラムの公表を同意したものとみなす。

③プログラムが公表されなかった場合に原プログラム著作者の同意を得て創作された改作プログラムが公表された場合には、改作に援用された原プログラムの部分に限って公表されたものとみなす。

第9条(氏名表示権) ①プログラム著作者は、プログラムやその複製物またはプログラムの公表をするにおいて、実名または異名を表示する権利を有する。

②プログラムを使用する者は、そのプログラム著作者の特別な意思表示がない限りプログラム著作者がその実名または異名を表示したところにより、これを表示しなければならない。

第10条(同一性維持権) プログラム著作者は、次の各号の1に該当する場合を除き、そのプログラムの題号・内容及び形式の同一性を保持すべき権利を有する。

1. 特定のコンピュータ以外には使用できないプログラムを他のコンピュータに使用できるようにするための必要な範囲内での変更

2. プログラムを特定のコンピュータに更に効果的に使用できるようにするための必要な範囲内での変更

3. プログラムの性質またはその使用目的に照らして、止むを得ないと認められる範囲内での変更

第11条(共同著作プログラム) ①2人以上が共同で創作し、各自が寄与した部分を分離して利用できないプログラム(以下“共同著作プログラム”という。)の著作権は、共同で創作した者の共有とし、彼等の共有持分は共同著作者の間に特約がない限り均等のものとみなす。

②共同著作プログラムの著作権は、共同著作権者全員の合意によらずにはこれを行行使することができず、他の共同著作権者の同意がなければ、その持分を譲渡し、または質権の目的とすることができない。この場合、各共同著作権者は信義に反して合意の成立を妨げ、または同意を拒否することができない。

③共同著作権者が相続人なしに死亡し、またはその持分を放棄したときには、その持分は他の共同著作権者に各持分の比率に従って配分される。

第12条(プログラム著作権の制限) 次の各号の1に該当する場合には、その目的上必要な範囲内で公表されたプログラムを複製または配布することができる。但し、プログラムの種類・用途、プログラムで複製された部分が占める比重及び複製部数等に照らしてプログラム著作権者の利益を不当に害する場合には、この限りでない。

1. 裁判または捜査のために複製する場合

2. 「初・中等教育法」、「高等教育法」による学校及び他の法律の規定により設立された教育機関(上級学校入学のための学力が認められ、または学位を授与する教育機関に限る。)にて教育を担当する者が授業過程に提供する目的に複製または配布する場合

3. 「初・中等教育法」による学校及びこれに準ずる学校の教育目的のための教科用図書に掲載するために複製する場合

4. 家庭の如く限定された場所で個人的な目的(営利を目的とする場合を除外する場合を除く。)に複製する場合

5. 「初・中等教育法」、「高等教育法」による学校及びこれに準ずる学校の入学試験その他学識及び機能に関する試験または検定を目的(営利を目的とする場合を除く。)に複製または配布する場合

6. プログラムの基礎をなすアイデア及び原理を確認するために、プログラムの機能を調査・研究・試験目的に複製する場合(正当な権原によりプログラムを使用する者が当該プログラムを使用中のときに限る。)

第12条の2(プログラムコード逆分析) ①正当な権原によりプログラムを使用する者、または彼の許諾を受けた者が互換に必要な情報を容易に得らず、獲得が不可避になる場合、当該プログラムの互換に必要な部分に限り、プログラム著作権者の許諾を受けずにプログラムコード逆分析を行うことができる。

②第1項の規定によるプログラムコード逆分析を通して得た情報は、次の各号の1に該当する場合には、これを使用することができない。

1. 互換目的以外の他の目的のために利用し、または第3者に提供する場合

2. プログラムコード逆分析の対象となるプログラム表現が実質的に類似のプログラムを開発・制作販売し、またはその他のプログラム著作権を侵害する行為に利用する場合。

[全文改正 2001. 1. 16]

第13条(教科用図書への掲載に従う補償金の支給等) ①第12条第3号の規定によりプログラムを教科用図書に掲載しようとする者は、第35条の規定によるコンピュータプログラム保護委員会の審議を経て文化体育観光部長官が定めた補償金をその金額の定めの日から30日以内にプログラム著作権者に支給し、または供託しなければならない。

②第1項の規定による補償金の決定等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第14条(プログラム使用者による複製等) ①プログラムの複製物を正当な権原により所持・使用する者は、その複製物の滅失・毀損または変質等に備えるために必要な範囲内で当該複製物を複製することができる。

②プログラムの複製物を所持・使用する者は、当該プログラムの複製物を所持・使用すべき権利を喪失したときには、そのプログラム著作権者の特別な意志表示がない限り、第1項の規定により複製したものを廃棄しなければならない。但し、プログラムの複製物を所持・使用すべき権利が当該複製物の滅失されることにより喪失された場合には、この限りでない。

第15条(プログラム著作権の譲渡)① プログラム著作権は、その全部または一部を譲渡することができる。

②プログラム著作権の全部を譲渡した場合には特約がない限り当該プログラムを改作すべき権利も共に譲渡したものと推定する。

第16条(プログラムの排他的発行権等) ①プログラム著作権者は、他人にその著作物に対し独占的に複製して配布または伝送できるように行う排他的権利(以下、“プログラム排他的発行権等”という。)を設定することができる。

②第1項の規定によりプログラムの排他的発行権等の設定を受けた者(以下“プログラムの排他的発行権者等”という。)は、その設定行為による範囲内でプログラムの排他的発行権等を行使すべき権利を有する。

③プログラム著作権者は、そのプログラムの複製権を目的とする質権が設定されている場合には、その質権者の同意があつてこそプログラムの排他的発行権等を設定することができる。

④プログラムの排他的発行権者等は、プログラム著作権者の同意なしにプログラムの排他的発行権を目的とする質権を設定し、または第3者にプログラムの排他的発行権等を譲渡することができない。

⑤プログラムの排他的発行権等は、その設定行為に特約がないときには3年間存続する。

第17条(プログラムの使用許諾) ①プログラム著作権者は、他人にそのプログラムの使用を許諾することができる。

②第1項の規定によりプログラム使用の許諾を受けた者は、許諾された使用方法及び条件の範囲内で当該プログラムを使用することができ、プログラム著作権者の同意なしには使用すべき権利を第3者に譲渡することができない。

第18条(プログラム著作権者が不明のプログラムの使用) ①プログラムを使用しようとする者は、相当の努力を尽くしてもプログラム著作権者や彼の居所がわからずそのプログラム著作権者の使用許諾が受けられない場合には、大統領が定めるところに従って文化体育観光部長官の承認を得て、第35条の規定によるコンピュータプログラム保護委員会の審議を経て文化体育観光部長官が告示した補償金をその承認を得た日から30日以内にプログラム著作権者のために供託した後、当該プログラムを使用することができる。

②第1項の規定により使用するプログラムの複製物には、文化体育観光部長官の承認を得た事実とその承認年月日を表示しなければならない。

第 19 条(プログラムの取引への提供) ①プログラム著作権者またはプログラムの排他的発行権者等の許諾を受け原プログラムまたはその複製物を販売の方法で取引に提供した場合には、これを継続して配布することができる。

②第 1 項の規定に拘わらず販売用プログラムを営利の目的で貸与する場合には、プログラム著作権者またはプログラムの排他的発行権者等の許諾を受けなければならない。

第 20 条(プログラム著作権委託管理機関指定等) ①文化体育観光部長官は、プログラムの利用を促進し、プログラム関連産業を育成するため大統領令が定める要件と手続に従ってプログラム著作権を信託管理する専門機関(以下“委託管理機関”という。)を指定して、プログラム著作権の委託管理業務を遂行させることができる。

②プログラム著作権の代理または仲介を業としようとする者は、大統領令が定めるところにより文化体育観光部長官に申告しなければならない。

③委託管理機関の運営及び手数料等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 20 条の 2(プログラムの預け) ①プログラムの著作権者とプログラムの使用許諾を受けた者は、大統領令が定める者(以下、この条で“受取人”という。)と互いに合議してプログラムの原コード及び技術情報等を受取人に預けることができる。

②プログラムの使用許諾を受けた者は、第 1 項の合議で定めた事由が発生した時に受取人にプログラムの原コード及び技術情報等の提供を要求することができる。

[本条新設 2002. 12. 30]

第 21 条(質権の目的となったプログラム著作権の行事等) ①質権の目的となったプログラム著作権は、質権設定行為に特約がない限り、プログラム著作権者がこれを行行使する。

②プログラム著作権を目的とする質権は、そのプログラム著作権の譲渡、プログラムの譲渡または貸与や第 17 条の規定による使用許諾に従ってプログラム著作権者が受けるべき金銭その他の物件に対しても、これを行行使することができる。但し、その金銭の支給または物件の引き渡し前に支給されるべき金銭や物件を差押えなければならない。

第 22 条(プログラム著作権の消滅) プログラム著作権が次の各号の 1 に該当する場合には、消滅する。

1. プログラム著作権者が相続人なしに死亡し、その権利が「民法」その他の法律の規定により国家に帰属される場合

2. プログラム著作権者である法人または団体が解散され、その権利が「民法」その他の法律の規定により国家に帰属される場合。

第 3 章 登 録

第 23 条(プログラムの登録) ①プログラム著作者は、文化体育観光部長官に次の各号の事項を登録することができる。

1. プログラムの名称
2. プログラム著作者の国籍・実名及び住所(住所がない場合には居住とする。)
3. プログラムの創作年月日
4. プログラムの概要
5. プログラムの公表年月日(プログラム制作者が外国人の場合にはプログラムが大韓民国で発行された年月日)
6. その他にプログラム制作権の保護及び公正な利用と関連して大統領令で定める事項

②プログラム著作者が死亡した場合には、プログラム著作者の特別な意志表示がない限り、彼の遺言で指定した者または相続人が第 1 項の規定による登録をすることができる。

③削除

④削除

⑤削除

⑥削除

第 24 条(プログラム複製物の提出) ①第 23 条第 1 項及び第 2 項の規定により登録をする者は、登録のとき当該プログラムの複製物を文化体育観光部長官に提出しなければならない。

②第 1 項の規定により提出したときには、その登録されたプログラム制作者をプログラム著作者に、その登録された創作年月日にそのプログラムが創作されたものと推定する。但し、プログラム創作後 1 年が経過して登録をした場合には、その創作年月日に創作されたものと推定しない。

③プログラム複製物の提出に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 25 条(秘密維持の義務) 第 24 条の規定により提出されたプログラムの複製物を管理する業務に携わる公務員及びその職にいた者は、職務上知られた秘密を他人に漏洩してはいけない。

第 26 条(プログラム著作権の移転登録等) ①次の各号の事項は、登録しなければ第 3 者に対抗することができない。

1. プログラムの排他的発行権等の設定
2. プログラム著作権またはプログラムの排他的発行権等の移転(相続その他一般承継の場合を除く。)または処分制限
3. プログラム著作権またはプログラムの排他的発行権等を目的とする質権の設定・変更・消滅または処分制限

②第 23 条の規定は、第 1 項の規定によるプログラム著作権の移転登録等に関して、これを準用する。この場合“プログラム”は“プログラム著作権”に、“プログラム登録簿”は“プログラム著作権登録簿”に、“プログラム公報”は“プログラム著作権公報”とみなす。

第 26 条の 2(登録手続き等) ①第 23 条及び第 26 条の規定による登録は、文化体育観光部長官がプログラム登録簿に記載して行う。

②文化体育観光部長官は、第 1 項の規定により登録されたプログラムに対してプログラム公報を発行してその登録事実を公示しなければならない。申請する者がいる場合にはプログラム登録簿を閲覧し、またはその写しを交付しなければならない。

③第 1 項の規定による登録及び第 2 項の規定によるプログラム登録簿の閲覧または写しの交付申請をしようとする者は、文化体育観光部令が定めるところにより手数料を納付しなければならない。

④第 1 項の規定による登録及び第 2 項の規定によるプログラム公報の発行、プログラム登録簿の閲覧または写しの交付申請等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

[本条新設 2006. 10. 04]

第 27 条(業務の委託) 文化体育観光部長官は、第 26 条の 2 の規定による登録(第 24 条の規定によるプログラム複製物の受付を含む。)に関する業務を大統領令が定めるところにより第 35 条の規定によるコンピュータプログラム保護委員会に委託することができる。

1. 第 23 条の規定によるプログラムの登録
2. 第 24 条の規定によるプログラムの複製物の受付
3. 第 26 条の規定によるプログラム著作権の移転登録等

第 28 条(電算情報処理組織によるプログラム登録) ①プログラム登録事務は、その全部または一部を電算情報処理組織により処理することができる。

②第 26 条の 2 第 1 項のプログラム登録簿及び第 26 条の 2 第 2 項のプログラム公報は、文化体育観光部令が定めるところにより電子的媒体で発行することができる。

③文化体育観光部長官は、電子的媒体でプログラム公報を発行する場合には、その内容を情報通信網を利用して広く知らさなければならない。

④第 1 項の規定によるプログラム登録事務の処理手続は、文化体育観光部令で定める。

第 4 章 権利の侵害に対する救済

第 29 条(プログラム著作権の侵害行為等) ①誰も正当な権原なしに他人のプログラム著作権を複製・改作・翻訳・配布・発行及び伝送の方法で侵害し、若しくは他人のプログラムの排他的発行権等を複製・配布及び伝送の方法で侵害してはならない。

②正当な権原なしにプログラム著作者の実名または異名を変更または隠匿し、またはプログラムの名称若しくは題号を変更してはならない。

③次の各号の事項を虚偽にしてはならない。

1. 第 23 条の規定によるプログラムの登録

2. 第 24 条の規定によるプログラムの複製物の提出
3. 第 26 条の規定によるプログラムの著作権の移転登録等

④次の各号の事項の場合、該当プログラム著作権を侵害したものとみなす。

1. プログラム著作権の侵害となるプログラムを国内で配布すべき目的で輸入する行為
2. プログラム著作権を侵害して作られたプログラムの複製物(第 1 号の輸入プログラムを含む。)をその事情を知らずながら取得した者がこれを業務上使用する行為
3. 正当な権原なしに故意に権利管理情報を除去または変更し、またはその事実を知らずながら原プログラム若しくはその複製物を配布し、または配布すべき目的で輸入または伝送する行為

第 30 条(技術的保護措置の侵害等の禁止) ①誰しも正当な権原なしに技術的保護措置を回避、除去、損壊等の方法で無力化(以下“技術的保護措置無力化”という。)してはいけない。但し、次の各号の 1 に該当する場合には、この限りでない。

1. 第 10 条の規定によるプログラムの同一性を変更する場合
 2. 第 12 条各号の 1 に該当され複製使用する場合
 3. 第 14 条の規定によるプログラム使用者が必要な範囲内で複製する場合
 4. 正当な権原により使用する者が他のプログラムと互換性を維持するために必要な場合
 5. 正当な権原による最終使用者からプログラムの修正・補完の要請を受けた場合
 6. 正当な権原より使用する者が研究・教育等の目的にプログラムと関連された暗号化分析をするために必要な場合
- ②誰しも相当の技術的保護措置を無力化する機器、装置、部品等を製造・輸入し、または公衆に譲渡・貸与若しくは流通させてはならず、技術的保護措置を無力化するプログラムを伝送・配布し、または技術的保護装置を無力化する技術を提供してはいけない。

第 31 条(侵害の停止等請求) ①プログラム著作権者またはプログラム排他的発行権者等は、彼の権利を侵害する者または侵害されるおそれがある者に対し、侵害の停止または予防を請求することができる。

②プログラム著作権者またはプログラム排他的発行権者等が第 1 項の規定による請求を行うときは、侵害行為により作られた物件の廃棄と侵害行為に提供された道具等の廃棄やその他侵害を予防するのに必要な措置の行うべきことを共に請求することができる。

第 32 条(損害賠償請求) ①プログラム著作権者またはプログラム排他的発行権者等は、故意または過失で彼の権利を侵害した者に対し、損害賠償を請求することができる。

②他人の登録されたプログラム著作権またはプログラム排他的発行権等を侵害した者は、その侵害行為において過失があるものと推定する。

③プログラム著作権またはプログラム排他的発行権等を侵害した者が侵害行為により得た利益額は、プログラム著作権者が被った損害額に推定する。

④プログラム著作権者またはプログラム排他的発行権者等は、第 3 項の規定による損害額またはその権利の行使で通常得られる金額に相当する額を損害額として、その賠償を請求することができる。

⑤法院は、損害が発生した事実は認められるが、第3項及び第4項の規定による損害額を算定するのに困難なときには、弁論の趣旨及び証拠調査の結果を参酌して相当の損害額を認めることができる。

第33条(共同著作プログラムの侵害停止及び損害賠償請求) 共同著作プログラムの各著作者または各著作権者は、他の著作者または他の著作権者の同意なしに第31条の規定による請求をすることができ、そのプログラム著作権の侵害に関して自己の持分に関する第32条の規定による損害賠償の請求をすることができる。

第34条(不正複製物等の収去措置等) ①文化体育観光部長官は、次の各号のいずれかに該当するプログラム情報または機器等を発見したときには、関係公務員をしてこれを収去・削除・廃棄させることができる。

1. 正当な権原を有しない者が流通または使用提供等営利を目的に複製したプログラム
 2. 削除
 3. プログラム著作権を侵害する方法で製作されたプログラムをその事情を知らずながら取得した者が業務上使用するプログラム
 4. 削除
 5. 技術的保護措置の無力化を行うため製作された機器、装置、部品、プログラム等
- ②第1項の規定により関係公務員が当該プログラムまたは機器等を収去したときには、その所有者または占有者に収去証を交付しなければならない。
- ③文化体育観光部長官は、第1項の規定により関係公務員が収去等を行うことにおいて技術的諮問及びこれに準ずる支援が必要なときには、第35条の規定によるコンピュータプログラム保護委員会またはプログラム著作権保護と関連された協議等の団体に協調を要請することができる。
- ④第1項及び第2項の規定により収去等の処分をする関係公務員は、その権限を表示する証票を所持し、これを見せなければならない。
- ⑤削除

第34条の2(情報通信網を通じた不正複製物等に対する是正命令) ①文化体育観光部長官は、次の各号のプログラムまたは情報が情報通信網を通じて伝送された場合に第35条の規定によるコンピュータプログラム保護委員会の審議を経てオンラインサービス提供者をして大統領令が定めるところに従いその取り扱いの拒否・停止または制限等(以下“拒否等”という。)をするように命ずることができる。但し、第34条の3第3項の規定によりコンピュータプログラム保護委員会が是正命令を要請する場合には、コンピュータプログラム保護委員会の審議を省略することができる。

1. 正当な権原を有さない者が伝送したプログラム
 2. プログラム著作権を侵害する情報
 3. 技術的保護措置を無力にするプログラム及び情報
- ②文化体育観光部長官は、第1項の規定による命令の対象となるオンラインサービス提供者に事前に意見提出の機会を与えなければならない。
- ③「行政手続き法」第22条第4項乃至第6項及び第27条の規定は、第2項の意見提出に関してこれを準用する。

[本条新設 2006. 10. 04]

第 34 条の 3(是正勧告等) ①第 35 条の規定によるコンピュータプログラム保護委員会は、第 34 条の 2 第 1 項各号のプログラムまたは情報が情報通信網を通じて伝送された場合にこれを審議してオンラインサービス提供者に対して次の各号のいずれかの勧告をすることができる。

1. 伝送した者に対する警告
2. 該当プログラムまたは情報削除
3. 伝送した者に対する利用停止または利用解除

②オンラインサービス提供者は、第 1 項の規定による勧告を受けた場合には、勧告を受けた日から 3 日以内にその措置結果を第 35 条の規定によるコンピュータプログラム保護委員会に通報しなければならない。

③第 35 条の規定によるコンピュータプログラム保護委員会は、オンラインサービス提供者が第 1 項の規定による勧告に従わない場合には、文化体育観光部長官に第 34 条の 2 の規定による是正命令をしてくれることを要請することができる。

[本条新設 2006. 10. 04]

第 34 条の 4(オンラインサービス提供者の義務等) ①プログラム著作権者またはプログラムの排他的発行権者等はプログラムが正当な権原なしに情報通信網を通して複製・伝送されることにより権利が侵害される場合にその権利者であることを疎明してオンラインサービス提供者に当該プログラムの複製・伝送の中断を要求することができる。

②オンラインサービス提供者は第 1 項の規定による要求がある場合に遅滞なく複製・伝送を中断させ、当該プログラムを複製・伝送する者にその事実を通報しなければならない。

③第 2 項の規定による通報を受けた者は、自己の複製・伝送が正当な権原によるものであることを疎明して、その複製・伝送の再開を要求することができる。この場合、オンラインサービス提供者は再開の要求事実及び再開予定日をプログラム著作権者またはプログラムの排他的発行権者等に遅滞なく通報し、その予定日に複製・伝送を再開させなければならない。

④オンラインサービス提供者は第 1 項及び第 3 項の規定による複製・伝送の中断及びその再開の要求を受ける者(以下、この条で“受領人”という。)を指定して自己のサービスを利用する者などが容易くわかるように公知しなければならない。

⑤オンラインサービス提供者が第 4 項の規定による公知を行い、第 2 項及び第 3 項の規定によりプログラムの複製・伝送を中断させ、若しくは再開させた場合には、他人によるプログラムの複製・伝送によりプログラム著作権者またはプログラム排他的発行権者等の権利の侵害に対する責任及び複製・伝送する者に発生する損害に対する責任を減輕または免除することができる。

⑥正当な権原なしに第 2 項及び第 3 項の規定によるプログラムの複製・伝送の中断や再開を要求した者はそれにより発生する損害を賠償しなければならない。

⑦第 1 項乃至第 4 項の規定による疎明、中断、通報、複製・伝送の再開、受領人の指定及び公知等に関して必要な事項は大統領令で定める。

[本条新設 2002. 12. 30]

第 34 条の 5(オンラインサービス提供者の責任減免) ①オンラインサービス提供者が他人によるプログラムの複製・伝送行為によりプログラム著作権者またはプログラム排他的発行権者等の権利が侵害されるを知り、これを防止し、若しくは中断させた場合にはその責任を減輕または免除することができる。

②オンラインサービス提供者が第 1 項の規定による措置を取ることにしたが、技術的に不可能の場合にはプログラム著作権者またはプログラム排他的発行権者等の権利の侵害に関するオンラインサービス提供者の責任は免除される。

[本条新設 2002. 12. 30]

第 5 章 コンピュータプログラム保護委員会

第 35 条(コンピュータプログラム保護委員会) ①この法により保護される権利に関する紛争(以下“紛争”という。)に対して斡旋・調整し、プログラム著作権その他プログラムと関連された事項を審議し、プログラムの保護及び公正な利用に必要な事業を遂行するためにコンピュータプログラム保護委員会(以下“委員会”という。)を置く。

②委員会は、委員長 1 人を含む 10 人以上 20 人以下の審議調停委員(以下“委員”という。)から構成する。

③委員は、次の各号の 1 に該当する者の中で文化体育観光部長官が委嘱し、委員長は文化体育観光部長官が委員の中で指命する。

1. 3 級以上の公務員または高位公務員団に属する一般職公務員の職にあり、若しくはいた者

2. 大学や公認された研究機関で副教授級以上またはこれに相当する職にあり、若しくはいた者としてプログラム著作権その他プログラム関連分野を専攻した者

3. 判事または検事の職にいる者

4. 弁護士または弁理士の資格がある者

5. プログラム著作権その他及びプログラムと関連された団体の役員の職にあり、若しくはいた者

6. その他プログラムまたはプログラムと関連された事項に対する学識と経験が豊富なる者

④委員の任期は 2 年とする。但し、職位を指定して委嘱する委員の任期は、当該職位に在任する期間とする。

⑤委員中欠員が生じたときには第 3 項の規定によりその補欠委員を委嘱しなければならず、その補欠委員の任期は前任者の残余期間とする。

⑥委員会の業務を効率的に遂行するために分野別に分科委員会を置くことができる。

⑦委員会の事務処理のため委員会に事務局を置き、調査研究のため研究室を置く。

第 36 条(業務) 委員会は、次の各号の業務を行う。

1. 紛争に対する斡旋・調整

2. プログラム著作権の保護及び公正な利用と関連して文化体育観光部長官が付議する事項の審議

3. プログラム及びプログラムと関連された電子的情報等の鑑定に関する事項の審議

4. プログラム不正複製物申告センターの運営、第 34 条の 3 の規定によるオンラインサービス提供者に対する是正勧告及び文化体育観光部長官に対する是正命令の要請

5. 技術的保護措置及び権利管理情報関連技術の開発と関連された政策の樹立・施行のための支援
6. プログラム著作権の保護及び公正な利用のための教育・広報
7. プログラム著作権関連法制度調査・研究及び国際協力
8. 他の法令により委員会の業務を定め、または委託する業務
9. その他プログラム著作権の保護及び公正な利用と関連して大統領令が定める事項

第 36 条の 2(斡旋) ①紛争に関する斡旋を受けようとする者は、斡旋申請書を委員会に提出して斡旋を申請することができる。

②委員会が第 1 項の規定により斡旋の申請を受けるときには、委員長が委員の中で斡旋委員を指命し斡旋を行うようにしなければならない。

[本条新設 2002. 12. 30]

第 36 条の 3(斡旋の中断) ①斡旋委員は斡旋のみでは紛争解決の可能性がないと認める場合に斡旋を中断することができる。

②斡旋中の紛争に対し第 38 条の規定による調停申請があるときは、当該斡旋は中断されたものとみなす。

[本条新設 2002. 12. 30]

第 36 条の 4(斡旋の成立) 斡旋が成立したときに斡旋委員は斡旋書を作成して関係当事者と共に記名捺印しなければならない。

[本条新設 2002. 12. 30]

第 37 条(調停部) 委員会の紛争調停業務を効率的に遂行させるために委員会に 3 人の委員から構成された調停部を置くが、そのうち 1 人は弁護士資格のある者とする。

第 38 条(調停の申請等) ①紛争の調停を受けようとする者は、申請趣旨と原因を記載した調停申請書を委員会に提出し、その紛争の調停を申請することができる。

②第 1 項の規定による紛争の調停は第 37 条の規定による調停部が行なう。

③委員会は調停申請があった日から 3 ヶ月以内に調停をしなければならない。但し、特別の事由がある場合には、両当事者の同意を得て 1 ヶ月の範囲内で 1 回に限ってその期間を延長することができる。

④第 3 項の規定による期間が経過した場合には、調停が成立されなかったものとみなす。

第 38 条の 2(鑑定) ①委員会は第 38 条の規定による紛争調停のため必要なときに両当事者の同意を得てプログラム及びプログラムと関連された電子的情報等に関する鑑定を実施することができる。

②委員会は第 1 項の場合のほかに法院または捜査機関から裁判若しくは捜査のためプログラム及びプログラムと関連された電子的情報等に関する鑑定の要請を受けたときにこれを実施することができる。

[本条新設 2002. 12. 30]

第 39 条(出席の要求) ①委員会は、紛争の調停のために必要であると認めるときには、当事者、その代理人または利害関係人の出席を要求し、または必要な関係書類の提出を要求することができる。

②調停当事者が正当な事由なしに第 1 項の規定による出席の要求に応じない場合には、調停が成立されなかったものとみなす。

第 40 条(調停の成立) ①調停は、当事者間に合意された事項を調停調書に記載することにより成立される。

②第 1 項の規定による調書は、裁判上の和解と同一の効力がある。但し、当事者が任意に処分できない事項の場合には、この限りでない。

第 41 条(調停費用) ①調停費用は、申請人が負担する。但し、調停が成立されたときには、特約がない限り当事者各自が均等に負担する。

②第 1 項の調停費用の金額は委員会が定める。

第 42 条(経費補助) 国家は、予算の範囲内で委員会の運営に必要な経費を出捐または補助することができる。

第 43 条(委員会の組織等) 委員会の組織と運営、斡旋・調停の手続、調停費用の納付方法その他必要な事項は、大統領令で定める。

第 6 章 補 則

第 44 条 削除<2008. 02. 29>

第 45 条(他の法律との関係) この法に規定したもののほかにプログラムの保護に関して「著作権法」の規定がある場合には、その規定を適用する。

第 45 条の 2(権限の委任) 文化体育観光部長官はこの法による権限の一部を大統領令が定めるところに従ってその所属機関の長か通信庁長及び市・道知事又は市長・郡首・区庁長(自治区の区庁長をいう)に委任・委託することができる。

[本条新設 2002. 12. 30]

第 7 章 罰 則

第 46 条(罰則) ①次の各号のいずれかに該当する者は、5 年以下の懲役または 5 千万ウォン以下の罰金に処するか、これを併科することができる。

1. 第 29 条第 1 項の規定を違反した者

2. 第 29 条第 4 項第 1 号及び第 2 号の規定に該当する行為をした者

3. 第 30 条の規定を違反した者

②第 25 条の規定に違反した者は、2 年以下の懲役または 2 千万ウォン以下の罰金に処する。

③次の各号の 1 に該当する者は、1 年以下の懲役または 1 千万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第 20 条第 1 項の規定による指定を受けずにプログラム著作権委託管理業務をした者

2. 第 29 条第 2 項の規定を違反した者

3. 第 29 条第 3 項の規定を違反した者

4. 第 29 条第 4 項第 3 号の規定に該当する行為をした者

④第 20 条第 2 項の規定による申告をせずにプログラム著作権の代理または仲介業をした者は、5 百万ウォン以下の罰金に処する。

第 47 条(常習犯) 常習に第 46 条第 1 項の規定に該当する者は、7 年以下の懲役または 7 千万ウォン以下の罰金に処するか、これを併科することができる。

第 48 条(告訴) 第 46 条第 1 項(第 3 号の場合のうち、第 30 条第 2 項の規定を違反した場合を除く。)及び同条第 3 項第 2 号・第 4 号の罪は、プログラム著作権者またはプログラム排他的発行権者等の告訴を待って論ずる。

第 49 条(罰則適用における公務員擬制) 委員会の委員及び職員は第 25 条、「刑法」第 129 条乃至第 132 条の適用においては、これを公務員とみなす。

第 50 条(両罰規定) 法人の代表者または法人や個人の代理人・使用人その他従業員がその法人または個人の業務に関して、第 46 条の違反行為をしたときには、その行為者を罰するほかにその法人または個人に対しても同条の罰金刑を科する。

第 51 条(過怠料) ①第 34 条の 2 第 1 項の規定による命令を履行しなかった者は、1 千万ウォン以下の過怠料に処する。

②第 1 項の規定による過怠料は大統領令が定めるところに従って文化体育観光部長官が賦課・徴収する。

③第 2 項の規定による過怠料処分に不服がある者はその処分の告示を受けた日から 30 日以内に文化体育観光部長官に異議を提起することができる。

④第 2 項の規定により過怠料処分を受けた者が第 3 項の規定により異議を提起したときには、文化体育観光部長官は遅滞なく管轄法院にその事実を通報しなければならず、その通報を受けた管轄法院は「非訟事件手続法」による過怠料の裁判をする。

⑤第 3 項の規定による期間以内に異議を提起せず過怠料を納付しなかったときには、国税滞納処分の例によりこれを徴収する。

[本条新設 2002. 12. 30]

附 則

- ①(施行日) この法は、公布後6月が経過した日から施行する。
- ②(適用例) 第40条の改正規定は、この法施行後最初になされた調停に対して適用する。

附 則 [2002. 12. 30]

- ①(施行日) この法は、2003年7月1日から施行する。
- ①(経過措置) 第34条の2及び第34条の3の改正規定は、この法施行前に情報通信網を通じたプログラムの複製・伝送または再開によるプログラム著作権、プログラム排他的発行権そのほか権利に対する侵害行為がある場合にこれを適用しない。

附 則(国家公務員法) [2005. 12. 29]

第1条(施行日)この法は、2006年7月1日から施行する。

第2条ないし第5条 省略

第6条(他の法律の改正) (1)ないし(60)省略

(61) コンピュータープログラム保護法の一部を次の通り改正する。

第35条第3項第1号のうち「3級以上の公務員」を「3級以上の公務員または高位公務員団に属する一般職公務員」とする。

(62) ないし(68) 省略

附 則 [2006. 10. 04]

- ①(施行日) この法は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。
- ②(プログラム登録等に関する適用例) 第23条・第24条及び第26条乃至第28条の改正規定は、この法施行後最初に登録する分から適用する。
- ③(プログラム著作権の移転登録等に関する経過措置) この法施行当時、従前の第26条第2項の規定によりプログラム著作権登録簿に登録した者は、第26条の2第1項の改正規定によるプログラム登録簿に登録したものと見る。
- ④(コンピュータプログラム保護委員会に関する経過措置) この法施行当時、従前の規定によるプログラム審議調整委員会は、第35条の改正規定によるコンピュータプログラム保護委員会と見る。
- ⑤(罰則または過怠料に関する経過措置) この法施行前の行為に対する罰則または過怠料の適用においては、それぞれ従前の規定による。

付 則(政府組織法)〈第 8852 号、2008. 2. 29〉

第 1 条(施行日) この法は公布した日から施行する。但し、…〈省略〉…、付則第 6 条により改正される法律のうち、この法の施行前に公布されたが施行日が到来していない法律を改正した部分は、各々該当法律の施行日より施行する。

第 2 条から第 5 条まで 省略

第 6 条(他の法律の改正) ①から〈436〉まで 省略

〈437〉コンピュータプログラム保護法の一部を下記の通り改正する。

第 26 条の 2 第 3 項のうち“情報通信部令”を“文化体育観光部令”にする。

第 44 条を削除する。

第 13 条第 1 項、第 18 条第 1 項・第 2 項、第 20 条第 1 項・第 2 項、第 24 条第 1 項、第 28 条第 3 項、第 34 条第 1 項各号外の部分・第 3 項及び第 44 条のうち“情報通信部長官”を各々“文化体育観光部長官”にする。

第 23 条第 1 項各号外の部分、第 26 条の 2 第 1 項・第 2 項、第 27 条、第 34 条の 2 第 1 項各号外の部分本文・第 2 項、第 34 条の 3 第 3 項、第 35 条第 3 項各号外の部分、第 36 条第 2 号・第 4 号、第 45 条の 2 及び第 51 条第 2 項から第 4 項までのうち“情報通信部長官”を各々“文化体育観光部長官”にする。

第 28 条第 2 項及び第 4 項のうち“情報通信部令”を各々“文化体育観光部令”にする。

第 45 条の 2 本文のうち“その所属機関の長又は逓信庁長に委任”を“その所属機関の長か逓信庁長及び市・道知事又は市長・郡首・区庁長(自治区の区庁長をいう)に委任・委託”にする。

〈438〉から〈760〉まで 省略

第 7 条 省略